

茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、本市の区域内において私立の認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（18年法律第77号。別表備考において「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。第2及び別表において同じ。）が実施する健康面又は発達面において特別な支援が必要な子どもを就園させているため職員を加配する事業に対し、市が補助金を交付することにより、良質かつ適切な教育及び保育の提供体制を確保し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2 補助の対象となる事業は、本市の区域内において、次に掲げる要件のいずれにも該当する子ども（第4及び第5において「対象子ども」という。）を就園させている認定こども園が実施する当該子どもの教育及び保育を行う職員の加配（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数に加えて、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士資格を有する者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する場合を含む。）の登録を受けた者をいう。）を配置することをいう。第3において「加配」という。）を行う事業とする。ただし、健康面、発達面において、特別な支援が必要な子どもが1人在籍する施設においては、当該施設の在籍園児数が80人未満の施設を対象とする。

(1) 日々通園し、当該認定こども園の教育及び保育における集団活動に参加することが可能であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 当該子どもの保護者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者

イ 次に掲げるいずれかの書類等により、健康面又は発達面において特別な支援が必要であることが確認できる者

(ア) 医師の診断書

(イ) 心理判定員の発達状況報告書

(ウ) 身体障害者手帳

(エ) 療育手帳

(オ) その他市長が適当と認める書類

(3) 別表左欄に掲げる認定こども園の類型に応じ、同表右欄に規定する子どもの支給認定の区分に定める者であること。

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、加配される職員に要する人件費とする。

(補助金額)

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち最も少ない額とする。

(1) 当該年度における毎月1日に就園している対象子どもの人数に65,300円を乗じて得た額の合計額

(2) 当該年度における補助対象経費の合計額

(3) 当該年度における補助対象事業に要する経費の合計額から寄附金その他当該補助対象事業に係る収入の額を差し引いた額

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（原本証明のあるもの）

(3) 次のア及びイに掲げる対象子どもの区分に応じ、当該ア及びイに定める書類等

ア 第2第2号アに掲げる者 特別児童扶養手当の支給を証明する書類

イ 第2第2号イに掲げる者 健康面又は発達面において特別な支援が必要であることが確認できる第2第2号イ(ア)から(オ)までに掲げるいずれかの書類等

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更の申請)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金変更承認通知書

(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書(原本証明のあるもの)

(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金確定通知書(様式第6号)により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を

返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月2日から実施し、同年4月1日から適用する。

別表（第2関係）

認定こども園の類型			子どもの支給認定の区分
幼保連携型	学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）以外の園		子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この表において「法」という。）第19条第1号に規定する者
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）の園	並列型	法第19条第2号又は第3号に規定する者
		接続型	法第19条第3号に規定する者
	上記以外	単独型	法第19条第1号又は第2号に規定する者
		並列型又は接続型	法第19条第1号、第2号又は第3号に規定する者
保育所型			法第19条第1号に規定する者

備考

- 1 幼保連携型とは認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- 2 幼稚園型とは認定こども園法第2条第2項に規定する幼稚園（第4項において「幼稚園」という。）であるものをいう。
- 3 保育所型とは認定こども園法第2条第5項に規定する保育所等であるものをいう。
- 4 単独型とは認定こども園法第3条第2項第1号に掲げる基準に該当する幼稚園であるものをいう。
- 5 並列型とは認定こども園法第3条第4項第1号イに掲げる基準に該当する連携施設（同条第3項に規定する連携施設をいう。次項において同じ。）であるものをいう。
- 6 接続型とは認定こども園法第3条第4項第1号ロに掲げる基準に該当する連携施設であるものをいう。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付申請書

茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（原本証明のあるもの）
- (3)

茨木市指令 第 号

様

年 月 日付け申請の茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条件

年 月 日

印

様式第 3 号（第 7 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市私立認定こども園
特別支援教育・保育事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更理由
- 3 変更前交付決定額 円
- 4 変更後交付申請額 円
- 5 差引増減額 円

様式第 4 号（第 7 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|-------------|---|
| 1 交 付 決 定 額 | 円 |
| 2 変 更 増 減 額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 5 号（第 8 関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金精算額 円
- 3 補助事業の成果
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書（原本証明のあるもの）

様式第 6 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者名 様

茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助
金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 7 号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 印

茨木市私立認定こども園特別支援教育・保育事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

金 額 円